

六管区水路通報第18号

平成15年5月9日

第六管区海上保安本部

情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、速やかに第六管区海上保安本部（〒734-8560 広島市南区宇品海岸3丁目10番17号 電話（082）251-5111）、又は最寄りの海上保安部署等に連絡して下さい。

第202項	瀬戸内海	高松港西方	ヨットレース
第203項	瀬戸内海	備讃瀬戸南航路付近	潜水作業
第204項	瀬戸内海	備讃瀬戸北航路付近、二面島	灯台について
第205項	瀬戸内海	阿伏兔瀬戸付近	灯標改修作業
第206項	瀬戸内海	新居浜港新居浜区、第2区	護岸築造工事
第207項	瀬戸内海	三原瀬戸、因島北西方	送電線について
第208項	瀬戸内海	三原瀬戸、因島北西方	海底線撤去
第209項	瀬戸内海	来島海峡、津島北西方	沈船存在
第210項	瀬戸内海	柳ノ瀬戸、竹原港	潜水作業
第211項	瀬戸内海	安芸灘、豊島東岸	護岸改良工事
第212項	瀬戸内海	釣島水道	灯浮標改修作業
第213項	瀬戸内海	広島湾、倉橋島南方	灯台変更（予告）
第214項	瀬戸内海	広島湾、釣士田港	灯台変更（予告）
第215項	瀬戸内海	広島港、第1区	橋梁灯移設（予告）
第216項	瀬戸内海	広島港、第3区	灯台変更
第217項	瀬戸内海	広島湾、大野瀬戸	海底清掃作業
第218項	瀬戸内海	平郡水道	灯浮標改修作業
第219項	瀬戸内海	大島瀬戸	灯浮標改修作業
第220項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	灯浮標改修作業
第221項	瀬戸内海	伊予灘	灯浮標改修作業
第222項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	魚礁設置
第223項	瀬戸内海	周防灘	灯浮標改修作業
第224項	瀬戸内海	豊後水道	射撃訓練

六管区水路通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

六管区水路通報はインターネット、電子メール及びFAXで入手できます。

電子メールによる配信を希望される方は下記インターネットアドレスから申込みをお願いします。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

FAXサービス 082-253-3691(99# 総記、100# 最新号、101# 前週号、102# 前々週号)

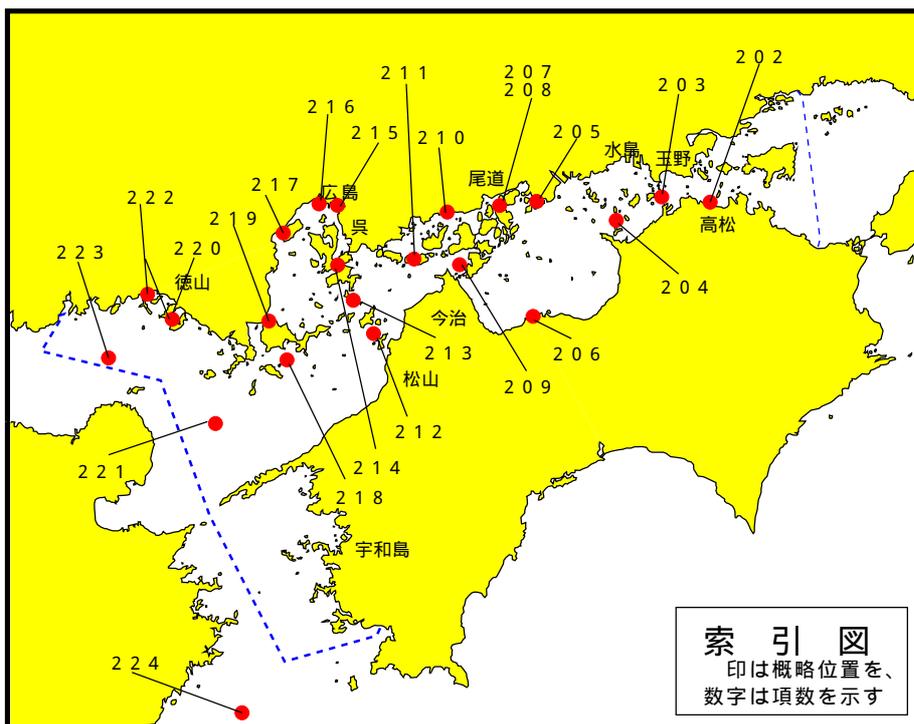
六管区航行警報やNAVTEX航行警報は携帯電話やインターネットで簡単に入手できます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/> の「水路通報」からご覧頂けます。

携帯電話アドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/i/>

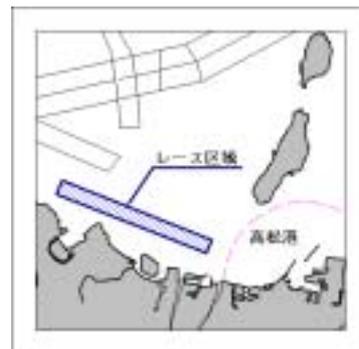
通信障害について

インターネット、電子メールによる六管区水路通報の配信が通信障害により利用できない場合は、FAXサービスで入手をお願いします。



15年202項 瀬戸内海 - 高松港西方 ヨットレース

期 間 平成15年5月25日の0900～1700
区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-22-04N 134-01-12E
(2) 34-21-49N 134-01-04E
(3) 34-22-57N 133-57-38E
(4) 34-23-12N 133-57-46E
備 考 (1) 上記区域において、ヨット約20隻によるヨットレースが実施される。
(2) 区域内に黄色塗浮標2基を設置。
(3) 警戒船を配置。
海 図 W1125 - W137A
出 所 高松海上保安部



15年203項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸南航路付近 潜水作業

期 間 平成15年5月22日～24日(予備日25日～27日)の日出～日没
区 域 下記位置を中心とする半径50mの円内
34-22-09N 133-49-25E
備 考 (1) 上記区域において、潜水作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海 図 W1121 - W1122 - W137B
出 所 高松海上保安部

15年204項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸北航路付近、二面島灯台について

六管区水路通報15年17号181項関連

期 間 平成15年5月15日～6月30日

名称及び位置

二面島灯台 34-18-04.8N 133-37-18.7E

備 考 (1) 上記灯台は、改修工事に伴い灯塔の周囲をネットで囲むため構造物が見えにくくなる。
(2) 灯火に影響はない。

海 図 W137B - W1105

出 所 高松海上保安部

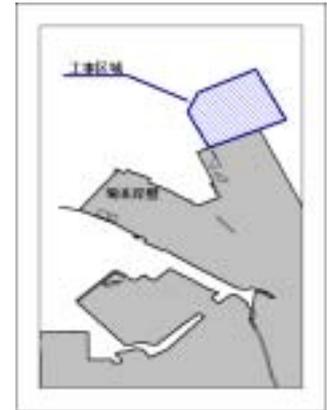
15年205項 瀬戸内海 - 阿伏兔瀬戸付近 灯標改修作業

期 間 平成15年5月12日～7月25日の日出～日没
区 域 下記位置を中心とする半径100mの円内
34-22-33.7N 133-18-12.6E
備 考 (1) 上記区域において、潜水作業を伴う大野ソワイ灯標の改修作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海 図 W1118 - W153
参照書誌 411
出 所 尾道海上保安部



15年206項 瀬戸内海 - 新居浜港新居浜区、第2区 護岸築造工事

期 間 平成15年5月15日～7月20日の日出～日没
区 域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 33-59-08.0N 133-16-40.3E
(2) 33-59-19.0N 133-16-33.8E
(3) 33-59-24.9N 133-16-36.7E
(4) 33-59-32.1N 133-16-54.2E
(5) 33-59-16.8N 133-17-03.2E
(6) 33-59-13.7N 133-16-55.3E
備 考 (1) 上記区域において、潜水作業を伴う護岸築造工事が実施される。
(2) 工事区域を黄色簡易灯及び黄色灯付浮標で表示。
(3) 警戒船を配置。
海 図 W 1 1 2 0 - W 1 1 2 8
出 所 新居浜港長



15年207項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、因島北西方 送電線について

位 置 2地点を結ぶ線上
(1) 34-21-47.6N 133-08-41.2E
(2) 34-21-30.0N 133-09-00.0E
備 考 上記位置の送電線高は約48mに変更された。
海 図 W 1 1 4 - W 1 0 3 - W 1 1 1 8
出 所 尾道海上保安部

15年208項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、因島北西方 海底線撤去

位 置 3地点を結ぶ線上
(1) 34-21-43.6N 133-08-18.3E
(2) 34-21-38.3N 133-08-25.4E
(3) 34-21-26.2N 133-08-49.1E
備 考 上記位置の海底線は撤去された。
海 図 W 1 1 4
出 所 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン(株)

15年209項 瀬戸内海 - 来島海峡、津島北西方 沈船存在

位 置 34-09-28N 132-59-15E
備 考 上記位置に沈船(タンカー、第八興陽丸、全長約39m)が存在する。
海 図 W 1 3 2 - W 1 0 4 - W 1 5 3 - W 1 1 0 8
出 所 今治海上保安部

15年210項 瀬戸内海 - 柳ノ瀬戸、竹原港 潜水作業

期 間 平成15年5月12日～6月30日の日出～日没
位 置 (1) 34-20-05N 132-57-26E
(2) 34-20-03N 132-57-36E
備 考 (1) 上記各位置付近において、潜水作業が実施される。
(2) 作業位置にサメ防止網を設置。
(3) 警戒船を配置。
海 図 W 1 2 6 1
出 所 呉海上保安部

15年211項 瀬戸内海 - 安芸灘、豊島東岸 護岸改良工事

期 間 平成15年9月1日までの日出～日没
位 置 34-10-20N 132-47-53E
備 考 (1) 上記位置付近において、潜水作業を伴う護岸改良工事が実施されている。
(2) 警戒船を配置。
海 図 W 1 0 4 - W 1 4 1
出 所 呉海上保安部

15年212項 瀬戸内海 - 釣島水道 灯浮標改修作業

期 間 平成15年5月16日(予備日5月12日～30日)の0800～1700
名称及び位置
釣島水道灯浮標 33-54-34.8N 132-37-52.9E
備 考 (1) 上記の灯浮標改修作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海 図 W 1 1 3 1 - W 1 6 4 - W 1 4 0 - W 1 4 1 - W 1 1 0 2 - W 1 1 0 8
参照書誌 4 1 1
出 所 松山海上保安部

15年213項 瀬戸内海 - 広島湾、倉橋島南方 灯台変更(予告)

下記灯台は、平成15年5月28日に下記のとおり変更される予定である。

名称及び位置
三ツ石灯台 34-01-44.4N 132-33-16.4E
光達距離 7.5海里
海 図 W 1 1 3 1 - W 1 4 1 - W 1 4 2 - W 1 1 0 8
参照書誌 4 1 1
出 所 六本部交通部

15年214項 瀬戸内海 - 広島湾、釣土田港 灯台変更(予告)

下記灯台は、平成15年5月27日に下記のとおり変更される予定である。

名称及び位置
釣土田港釣土田防波堤灯台 34-08-39.8N 132-30-15.4E
灯 質 単閃赤光 毎3秒に1閃光
光達距離 7.5海里
海 図 W 1 2 5 - W 1 4 2
参照書誌 4 1 1
出 所 六本部交通部

15年215項 瀬戸内海 - 広島港、第1区 橋梁灯移設(予告)

下記2基の橋梁灯は、平成15年5月16日に移設される予定である。

1. 名称及び位置
海田大橋橋梁灯(P一灯) 34-21-19.7N 132-30-08.3E
移設位置 34-21-19.6N 132-30-08.1E
高 さ 平均水面上から灯火まで4.9m
2. 名称及び位置
海田大橋橋梁灯(P二灯) 34-21-19.9N 132-30-08.5E
移設位置 34-21-20.0N 132-30-08.7E
高 さ 平均水面上から灯火まで4.9m
海 図 W 1 1 1 2 A
参照書誌 4 1 1
出 所 六本部交通部

15年216項 瀬戸内海 - 広島港、第3区 灯台変更

六管区水路通報15年17号196項削除
下記灯台は下記のとおり変更された。
名称及び位置

灯台質 広島港草津外中防波堤灯台 34-21-36.6N 132-24-07.9E
単閃赤光 毎5秒に1閃光
光達距離 7.5海里
海図 W1112B - W142 - W1108
参照書誌 411
出所 六本部交通部

15年217項 瀬戸内海 - 広島湾、大野瀬戸 海底清掃作業

期間 平成15年5月23日の0800～1500
区域 5地点により囲まれる区域
(1) 34-16-16N 132-15-57E
(2) 34-16-10N 132-16-02E
(3) 34-15-52N 132-15-48E
(4) 34-15-27N 132-15-19E
(5) 34-15-46N 132-14-56E
備考 (1) 上記区域において、海底清掃作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海図 W113 - W142
出所 広島海上保安部



15年218項 瀬戸内海 - 平郡水道 灯浮標改修作業

期間 平成15年5月14日～16日(予備日5月12日～6月30日)の0800～1700
名称及び位置
(1) 平郡水道第一号灯浮標 33-45-31.9N 132-03-51.0E
(2) 平郡水道第二号灯浮標 33-49-46.8N 132-10-49.0E
(3) 平郡水道第三号灯浮標 33-49-59.8N 132-17-36.0E
備考 (1) 上記3基の灯浮標改修作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海図 W163 - W140 - W1102
参照書誌 411
出所 広島海上保安部、徳山海上保安部

15年219項 瀬戸内海 - 大島瀬戸 灯浮標改修作業

期間 平成15年5月14日(予備日15日～20日)の0800～1700
名称及び位置
(1) 大島航路第一号灯浮標 33-53-09.8N 132-09-31.0E
(2) 大島航路第五号灯浮標 34-00-35.8N 132-13-51.0E
備考 (1) 上記2基の灯浮標改修作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。
海図 W163 - W140 - W142 - W1108
参照書誌 411
出所 広島海上保安部

15年220項 瀬戸内海 - 徳山下松港、第3区 灯浮標改修作業

期 間 平成15年5月27日(予備日5月12日~6月30日)の0800~1700

名称及び位置

徳山下松港下松西口灯浮標 33-57-59.7N 131-48-15.1E

備 考 (1) 上記の灯浮標改修作業が実施される。

(2) 警戒船を配置。

海 図 W1133B - W126 - W1101 - W1102

参照書誌 411

出 所 徳山下松港長

15年221項 瀬戸内海 - 伊予灘 灯浮標改修作業

期 間 平成15年5月15日、21日、23日(予備日5月12日~6月30日)の0800~1700

名称及び位置

(1) 伊予灘航路第二号灯浮標 33-44-03.9N 131-53-51.1E

(2) 伊予灘航路第四号灯浮標 33-42-23.9N 132-03-23.1E

(3) 伊予灘航路第五号灯浮標 33-41-35.9N 132-08-05.0E

(4) 伊予灘西航路第二号灯浮標 33-33-01.9N 131-50-28.1E

(5) 伊予灘西航路第三号灯浮標 33-37-47.9N 131-47-38.1E

(6) 伊予灘西航路第四号灯浮標 33-42-32.9N 131-44-39.2E

備 考 (1) 上記6基の灯浮標改修作業が実施される。

(2) 警戒船を配置。

海 図 W140 - W1101 - W1102

参照書誌 411

出 所 徳山海上保安部

15年222項 瀬戸内海 - 徳山下松港、第3区 魚礁設置

区域1 4地点により囲まれる区域

(1) 34-02-54.0N 131-44-37.4E

(2) 34-02-52.5N 131-44-37.5E

(3) 34-02-52.5N 131-44-34.6E

(4) 34-02-53.9N 131-44-34.5E

区域2 6地点により囲まれる区域

(1) 34-03-25.8N 131-43-07.4E

(2) 34-03-24.6N 131-43-06.5E

(3) 34-03-26.2N 131-43-03.3E

(4) 34-03-29.9N 131-42-59.3E

(5) 34-03-30.9N 131-43-00.6E

(6) 34-03-27.5N 131-43-04.3E

区域3 4地点により囲まれる区域

(1) 34-03-32.2N 131-42-56.5E

(2) 34-03-31.0N 131-42-55.6E

(3) 34-03-32.3N 131-42-53.1E

(4) 34-03-33.5N 131-42-54.1E

位置1 33-56-56N 131-49-37E

位置2 33-57-48N 131-48-07E

位置3 33-58-57N 131-44-09E

備 考 上記各区域及び各位置に魚礁(石材)が設置された。

海 図 W1133B - W1106 - W126

出 所 徳山下松港長

15年223項 瀬戸内海 - 周防灘 灯浮標改修作業

期 間 平成15年5月22日、23日、26日、27日(予備日5月12日～6月30日)の0800～1700

名称及び位置

- | | | |
|------------------|-------------|--------------|
| (1) 周防灘航路第一号灯浮標 | 33-50-24.7N | 131-17-44.3E |
| (2) 周防灘航路第二号灯浮標 | 33-49-21.7N | 131-23-39.2E |
| (3) 周防灘航路第三号灯浮標 | 33-48-20.7N | 131-29-33.1E |
| (4) 周防灘航路第四号灯浮標 | 33-47-17.8N | 131-35-27.2E |
| (5) 周防灘航路第五号灯浮標 | 33-46-18.8N | 131-41-11.2E |
| (6) 周防灘航路第六号灯浮標 | 33-45-39.8N | 131-44-39.2E |
| (7) 周防灘北航路第二号灯浮標 | 33-59-46.7N | 131-38-57.2E |
| (8) 徳山航路第一号灯浮標 | 33-50-37.8N | 131-44-39.1E |
| (9) 徳山航路第二号灯浮標 | 33-57-42.7N | 131-44-41.1E |

- 備 考 (1) 上記9基の灯浮標改修作業が実施される。
(2) 警戒船を配置。

海 図 W 1 2 6 - W 1 2 7 - W 1 1 0 1 - W 1 1 0 2

参照書誌 4 1 1

出 所 徳山海上保安部

15年224項 豊後水道 - 射撃訓練

期 間 平成15年5月19日(予備日20日、21日)の1000～2200

区 域 下記位置を中心とする半径5海里の円内
32-37.3N 132-13.0E

- 備 考 (1) 上記区域において巡視船による射撃訓練が実施される。
(2) 警戒船を配置。

海 図 W 1 5 1 - W 1 2 2 0

出 所 六本部警備救難部

